

由布市 河内溜池・大久保溜池(ドウメン溜池)ハザードマップ

河内溜池

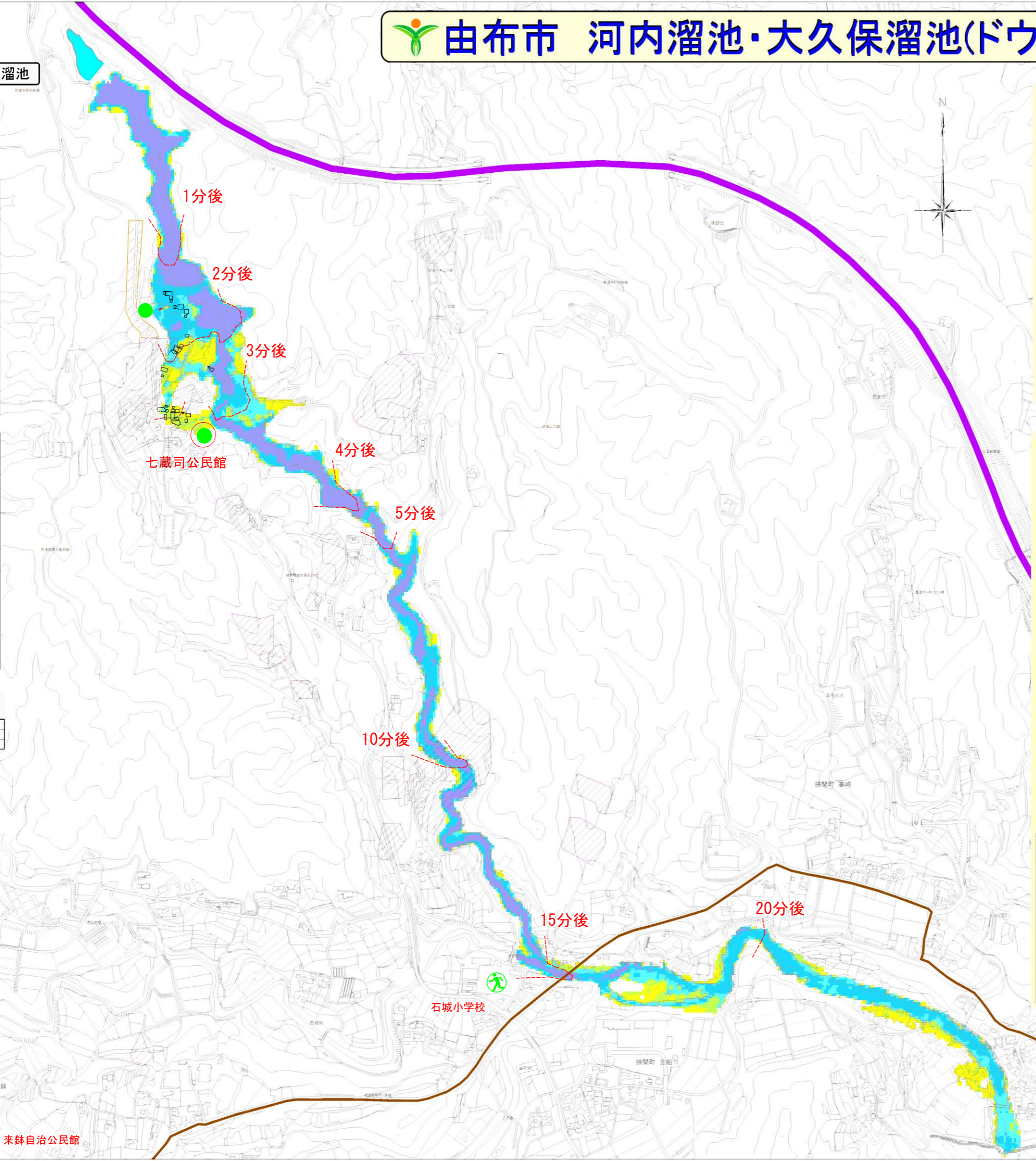
施設名	河内溜池
所在地	由布市挾間町大字七蔵司
緯度	北緯 33° 14' 19"
経度	東経 131° 30' 57"
水系	大分川水系
河川名	
目的	農業用水
型式	アースダム(均一型)
堤高(m)	17.5m
堤長(m)	67.0m
総貯水量(m ³)	30,800m ³
改修年	明治36年、昭和9年、昭和61年
流域面積(km ²)	0.287200km ²
かんがい受益面積(ha)	40ha
かんがい戸数(戸)	4戸
「氾濫解析手法」	
解析モデル	二次元不定流モデル
流出量(q1)農地防災事業便覧方式	$Q=4.5t^{1.25}$
(q2)洪水吐設計洪水量	
$Q=q1+q2=5,765.11+7.40=5,772.51m^3/s$	

施設名	ドウメン溜池
所在地	由布市挾間町大字七蔵司
緯度	北緯 33° 14' 3"
経度	東経 131° 31' 6"
水系	大分川水系
河川名	
目的	農業用水
型式	アースダム(均一型)
堤高(m)	3.4m
堤長(m)	48.0m
総貯水量(m ³)	22,000m ³
改修年	昭和13年、平成2年
流域面積(km ²)	0.714600km ²
かんがい受益面積(ha)	2.0ha
かんがい戸数(戸)	10戸

河内溜池・大久保溜池(ドウメン)下流域行政区毎
避難場所一覧

番号	行政区	風水害避難場所
1	来鉢31-1	石城小学校
2	来鉢1210-1	来鉢自治公民館

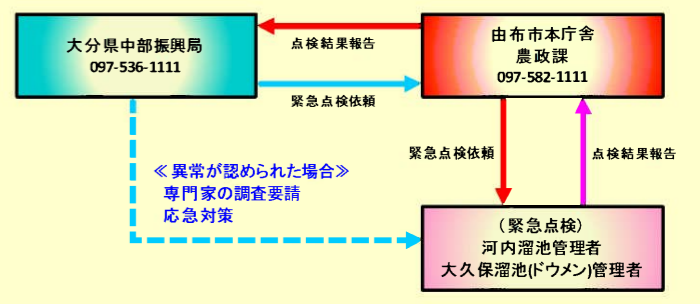
凡例	
	浸水想定区域内指定避難場所
	浸水想定区域外指定避難場所
	災害時要援護施設 福祉施設
	災害時要援護施設 幼稚園・保育園
	緊急一次避難場所
	洪水到達時間
	避難方向
	過去落石箇所
	がけ崩れ危険箇所



■河内溜池・大久保溜池(ドウメン溜池)非常時の対応について

＜地震時＞
震度4以上の地震発生時には速やかに目視による外観を点検
ため池管理者による点検

①緊急点検(24時間以内、速やかに)・・・点検結果の報告 → 由布市農政課に連絡
②継続点検(1週間後)・・・異常の発見 → 由布市役所農政課に連絡



＜降雨時＞
気象警報(大雨、洪水)が発令され解除後ため池施設の変状について点検を実施
ため池管理者による点検・・・異常の発見 → 由布市役所農政課に連絡

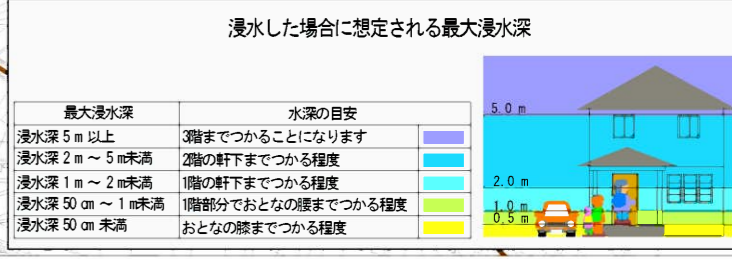
■ため池ハザードマップについて

- この地図は、地震や大雨等により河内溜池・大久保溜池(ドウメン溜池)が決壊した場合に想定される浸水の範囲、浸水する深さ、避難経路および避難する際の危険箇所などを示しており、減災のために利用されるものです。
- 避難場所は必ずしもそこに避難しなくてはならないというものではありません。また、緊急避難場所については定めていませんが、土石流危険区域、がけ崩れ危険箇所以外の高台に一時的に避難してください。
- 到達時間についてはあくまでも目安であるため早まる可能性もあります。身の危険を感じたら早めの避難をお願いします。
- 実際の浸水範囲や深さはこの想定と異なることがあります。また、地図に示した範囲以外でも河川の氾濫などにより浸水することもありますので十分注意して下さい。

■緊急連絡先について

警察(緊急) 110	消防(火事・救助・救急車) 119
由布市役所 本庁舎	097-582-1111
由布市役所 挾間庁舎	097-583-1111
由布市役所 湯布院庁舎	0977-84-3111
由布市消防本部	097-583-1500
大分南警察署	097-542-2131

[避難準備] [高齢者等避難開始]	[避難勧告]	[避難指示]
要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。また、堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。人的被害の発生した状況。
〔水害における避難勧告等の判断基準〕 ・1時間後に避難判断水位(レベル3)に到達すると予想され、引き続き水位が上昇すると見込まれるとき。また、河川からの漏水等の破堤につながる被災等を確認したとき。	〔水害における避難勧告等の判断基準〕 ・避難判断水位(レベル3)に到達し1時間後にははん濫危険水位(レベル4)に到達すると予想され、引き続き水位が上昇すると見込まれるとき。また、河川からの漏水等の破堤につながる被災等を確認したとき。	〔水害における避難勧告等の判断基準〕 ・河川の堤防本体の亀裂や大規模漏水等を確認したとき。また、内水はん濫20cmが確認され、引き続き上昇することが見込まれるとき。



来鉢自治公民館